

令和2年度 第1回倉吉市農業委員会会議議事録

1 開催日時 令和2年4月10日(金) 午後1時30分から午後2時45分

2 開催場所 倉吉市役所 第2庁舎 3階 会議室303

3 出席委員 (26人)

会長 3番 山脇 優 委員

農業委員

2番 徳田和幸 委員	4番 松本幸男 委員	6番 室山恵美 委員
7番 林 修二 委員	8番 美田俊一 委員	9番 藤井由美子 委員
10番 河本良一 委員	11番 鐵本達夫 委員	12番 筏津純一 委員
13番 數馬 豊 委員	14番 金信正明 委員	15番 福井章人 委員
16番 西谷美智雄 委員	17番 原田明宏 委員	18番 山本淑恵 委員
19番 吉村年明 委員		

農地利用最適化推進委員

高見美幸 委員	涌嶋博文 委員	塚根正幸 委員	田倉恭一 委員
西谷昭良 委員	小谷俊一 委員	山下賢一 委員	小谷義則 委員
影山卓司 委員			

4 欠席委員 (1人)

1番 谷本貴美雄 委員

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地転用事業計画変更申請について(農地法第5条)

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農用地利用配分計画について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長 森石 学

主幹 石賀 康一

主任 宮本 哲博

7 会議の概要

(1) 開 会

事務局 只今より、令和2年度第1回農業委員会会議を開会いたします。はじめに山協会長にごあいさつをお願いいたします。

(2) 会長あいさつ

会 長 (会長あいさつ)

※ 議長選出

事務局 この後は農業委員会会議規則第3条により、会長が議長となり会議を進行していただきます。よろしくお願いいたします。

(3) 議事録署名人の決定

議 長 それでは、議事録署名人の決定でございますが、本日の議事録署名人は2番 徳田委員、4番 松本委員をお願いいたします。

※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 欠席届が1番 谷本委員から出ております。

(4) 連絡・報告事項

事務局 令和2年度第1回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。別紙をご覧ください。(以下事務局説明)

議 長 それでは農家相談会について報告をお願いします。

小谷義則推進委員 それでは報告いたします。3月18日に西谷美智雄委員と私とで相談を受けしました。去年の2月か3月頃に同じような相談を受けておりました、相談員だった皆さんには、同じことやなということでご理解いただけるんじゃないかと思えます。農業委員あるいは推進委員としましては、この時の相談はちょっと常識では考えられないような相談内容でございました。ここに記載されておりますとおり、〇〇の〇〇〇さんという方の相談でございまして、所有者は〇〇〇〇さんで、内容的にはこの〇〇さんが〇〇さんの田んぼを、2筆を借りておられる。しかしながらここへきましてですね、上の方の511㎡の田んぼが非常にじゅるくなってですね、耕作しがたいと、できればここを返上して、逆に既に作っておられた249㎡の土地の方の半分50%をなんとか〇〇さんに分けてもらえるような話をしてくれと。正直我々としてはピンと来ない相談でございました。で、最初の511㎡についてはですね一昨年までは耕作をされとっただけなんですけども、同時に小作料も払い。去年はじゅるいからっていうことで耕作をしない、今年も同じく耕作をしなくて小作料は2年間お支払いになってないという状況です。結論としてですね、はっきり言うて249㎡の方が非常に内容的には、多分田んぼから畑へ転換されてると思うんですけど、状況のいい土地なので。そこの半分の100何㎡かでも〇〇さん側にももらいたいと、こういうことを農業委員としてやってくれという、まあ全然常識外れの相談でありまして。回答としましてはですね、ここに書いておりますようにですね、農業委員としてはこんなの相談というものは受けることはできないし、現状の状況から言って、そこの半分の土地をもらうというのは不可能だと思いますよ、ということでよくお伝えして帰っていただきました。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。前もこういう案件がありましたね。だいぶん前にね。ここの場合はただの農地ですけど、これが用地買収がからんでくるとまだ難しくなります。用地買収の判もくれとかですな。前ありましたんですけど四分六だけ六分ごせとか、いや五分五分だあでちゅうような話もあったり。いろいろありました。皆さんのご意見を聞いてみたいですが。はい、美田委員。

8 番 前回、私らが受けた相談です。その時も同じことで、それらのことを言って、誰かが変われば、ひょっとしたらうまくなるのかなというようなことかな。たぶん誰が対応されても同じような格好ではないかと。自分らだけで判断したのではなしに、他の人にも聞いて判断させてもらいました。

議 長 まあ、こういう話はできませんわと、なげるわけにはいきません、相談された以上は。農業委員は何もしてくれんだいってことになりますので。ここで皆さんと話をして、一番いい方法といいますかね、こういうふうにしたらどうですかとか、もし皆さんの意見がありましたら何でもいいですから、自由に発言していただけたらと思います。はいどうぞ。

4 番 4 番 松本です。これは、法的根拠を説明する必要があると思います。法的には全く権利はないということを明らかに言わんと、いつまでも、また1年したら同じことを言う可能性があると思います。

8 番 この〇〇さんは、どがに言っとなるか分からんですけど。

議 長 地主さんはどがに言っとなる。聞いとならんか。耕作しとる方の意見ばかり聞いとってもわからん。相談受けたからには、相手の地主の方のにもちょっと聞いてみな先へ進まんと思う。私はあげてもええって言われたらええし、やる気はないって言われりゃ平行線たどるばっかりだし。はい、西谷委員。

1 6 番 今現在、賃借権を一応結んどられる5 1 1 m²の方はね。これを結局、返すということですね。

下の方の〇〇〇-〇、2 4 9 m²については、以前に返されて、1 0 万円もらっとなる。で、最初の〇〇〇-〇っちゅうやつは賃借権を結んでいて、これを年取ったけ、返すっちゅうことです。考えてみりゃ、使用貸借でも賃借権でも結んでおいて、止めますけって言いなって、終わりです。返さないけんですけな。ですから何ら、この〇〇さんには権利が発生せんです。利用権だこういうものを結んどるときは、農地を守るのにわしらは監視する立場にあるから、そこをやっぱし取り違えしたらいけんと思いますね。切れたら、速やかに〇〇さんの方にお返しするというのが、法的な根拠じゃないかなと僕は思いますね。

議 長 結局、返したから今の2 4 9 m²の半分でももらえんかという相談だったと思うんです。

1 6 番 ですけどね、2 4 9 m²の方は、返したときに、1 0 万円もらっとなるです。上の方の5 1 1 m²はもう年取ったけ返すけということだけ、そこには利用権が設定してあるんで、返さないけんです。

議 長 それでもごせってこと。

16番 28年頃から作っとるんで、半分くらいもらえんかということですけど、法的な根拠は全然無い。

議 長 言ってるか、本人には。

16番 ええ。それで本人はなかなか納得されんので、市の方の相談があるじゃないですか、そっちの方でもちょっと行って話してみなんせなって言ってますけどね。

議 長 じゃあ、ここでとやかに言うことはありません。この件については終わります。

(5) 議 事

議 長 それでは、(5)、本日の議事について、事務局、説明をお願いします。

事務局 はい。本日の議案について説明をさせていただきます。まず議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。議案の2ページのとおり1件、合計2筆の所有権移転の申請が出ております。売買による移転です。下限面積は備考欄記載のとおりで、許可要件を満たしているものです。

続いて、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。4ページから5ページのとおり6件の申請がございました。番号1につきましては、〇〇地内における工業用地の造成でございます。小集団の生産力の低い農地で第2種農地、代替地なしとしております。番号2は、〇〇地内における一般住宅の建築でございます。農業公共投資の対象農地ですので、第1種農地に該当します。許可根拠は集落接続でございます。番号3は、〇〇〇地内において一般住宅を建設するものでございます。都市計画用途地域の第1種居住地域に指定されているため、第3種農地に該当し、原則許可でございます。番号4は、〇〇〇〇〇〇地内における一般住宅の建築でございます。こちらは第3号議案と関連がありますので、後で一括して説明させていただきます。番号5は、〇地内における第2種農地の太陽光発電施設の設置でございます。代替地なしとしております。番号6は、〇〇地内における一般住宅の建築でございます。集団農地の区域内にある農地ですので、第1種農地。許可根拠は集落接続でございます。

続いて議案第3号 農地転用事業計画変更申請についてでございます。7ページです。第2号議案の4に関連するものでございます。変更理由は当初計画者が居住している住居が昭和54年当時、都市計画道路の予定区域であったために移転先として本件土地を購入しましたが、道路計画が中止となったもので、申請者が事業を承継して一般住宅を建築するものでございます。都市計画用途地域の第1種居住地域に指定されているため、第3種農地に該当します。原則許可でございます。

議案第4号、農用地利用集積計画の決定についてでございます。10ページから36ページのとおり78件の利用権設定の申し出がございました。また37ページから39ページのとおり所有権移転が3件あります。

議案第5号、農用地利用配分計画についてでございます。議案の48ページ

から51ページのとおり11件の協議が出ております。審議をお願いいたします。本日の議案は以上でございます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について皆さまにお諮りいたします。議案に対する質疑ございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、賛成の方の挙手を農業委員の皆さんに求めます。

(賛成者 挙手)

議長 全員賛成ということですので、議案第1号につきましては承認といたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地転用事業計画変更申請について（農地法第5条）

議長 続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請並びに、関連がありますので、議案第3号 転用事業計画変更申請について、お諮りいたします。

本件につきましては、本日、午前10時30分より当番委員であります小谷俊一委員、金信委員、藤井代理、森石局長、石賀主幹、宮本主任と私の7名で現地の調査に行っております。代表して小谷委員より報告をお願い致します。

小谷俊一推進委員 報告いたします。本日、現地調査を行って参りました。1から6まで全ての調査も確認をしまして、問題ないということでご報告いたします。以上です。

議長 はい、ただ今第2号議案並びに議案第3号につきまして、現地調査の報告ございました。何ら異議がないということでした。皆さまにお諮りいたします。質疑ございませんか。はい、11番 鐵本委員。

11番 当初の計画者が、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さん、承継者が〇〇〇さん。当初計画していたのはこの2人の方が計画していて、この承継者というのは親戚とか何かの関係があって、事業を承継するというか、物を移転するとかちょっとその辺がわかりにくくて。

事務局 昭和55年に許可となっているものですが、当時の申請内容は土地の所有者は別の方で、土地の所有者から〇〇さんお二人が共有で、住宅を建てるという計画でありました。昭和54年当時に、自宅の立ち退きの計画があって、自宅を新築する予定で、購入して所有権を移転したんですが、立ち退きの計画がなくなりましたので、この度、近くに住居を求めておられた〇〇さんに、住宅建築の事業を承継するということです。今現在、家が建っているという状況ではないです。

11番 じゃあ、地目はまだ農地のままであって、建てないと地目が変更できないと

いうことで。それを今度、〇〇さんが譲ってもらってという格好でいいですか。

事務局 そのとおりです。

議長 その他ございませんか。

(なしの声)

議長 質疑がないようですので、挙手による採決を求めます。只今の案件につきまして、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。皆さん賛成でございますので、承認いたします。

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

議長 続きまして、議案第4号 農用地利用集積計画の決定について説明をお願いします。事務局より全体の説明を受ける前に、該当委員がごございますので先に案件を審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議長 なしということでございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、該当委員の退席を求めます。10ページ番号1番と2番の〇〇〇〇〇〇〇〇〇は9番 藤井委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(藤井委員 退席)

議長 それでは、事務局をお願いします。

事務局 10ページでございます。番号1番〇〇〇〇〇〇の1筆の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでございます。その他番号2番とあわせまして、合計10筆21,965㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 只今説明がありました。質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 無いようですので、皆さまの承認の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。それでは藤井委員の入場を求めます。

(藤井委員 入場・着席)

議 長 藤井委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されたので報告いたします。続きまして、11ページ番号3番から12ページ番号7番までは16番 西谷美智雄委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(西谷委員 退席)

議 長 それでは、事務局お願いします。

事務局 11ページ番号3番でございます。〇〇〇の3筆の水田の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでございます。その他12ページの番号7番まで、合計11筆10,916㎡の賃借権設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 ただ今、西谷委員の案件につきまして説明がございました。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 ありがとうございます。異議なしということで承認と致します。西谷委員の入場を求めます。

(西谷委員 入場・着席)

議 長 西谷委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されたので報告いたします。続きまして、30ページ番号62番は西谷昭良推進委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(西谷推進委員 退席)

議 長 それでは、事務局お願いします。

事務局 30ページ番号62番でございます。〇〇の2筆の水田3,504㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 はい、ただ今西谷委員の案件に関して説明がございました。質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。西谷委員の入場を求めます。

(西谷委員 入場・着席)

議 長 西谷委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されたので報告いたします。それではその他の説明をしてください。

事務局 10ページでございます。田、畑、樹園地の合計面積が234,598.42㎡でございます。利用権設定各筆明細につきましては10ページから36ページに記載のとおりでございます。

所有権移転関係が3件ございます。37ページ、所有権の移転を受ける者は〇〇〇の〇〇〇〇。所有権の移転をする者は〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇。移転する土地につきましては〇〇〇の1筆、売買で対価が40,000円でございます。10アールあたりですと404,040円でございます。続きまして38ページ、所有権の移転を受ける者は〇〇〇の〇〇〇〇。所有権の移転をする者は〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇でございます。移転する土地につきましては〇〇と〇〇〇の1筆、合計2筆で対価は281,000円。10アールあたりですと200,000円でございます。続きまして39ページでございます。所有権の移転を受ける者は〇〇〇の〇〇〇〇。所有権の移転をする者は〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇。移転する土地につきましては〇〇の2筆、4,742㎡で、対価は50,000円、10アールあたりですと10,544円です。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等につきましては40ページから44ページまで、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては45ページ記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 はい、全部終わりました。最後の〇〇さんの件につきましては、無償でいいということで受けられたんですけど、無償というわけにはならぬので5万円だけ払わせてくださいという話のようでもございました。私もちょっと疑問を持って聞きました。そしたらそういう返事でした。先般も〇〇でただでいいから3反の田んぼを、畑も何反かありましたけれども、登記代だけ払ってもらえりゃ無償であげます、もらってくれということがありました。最近このようなことが各地でちょくちょく出てきましたんで、もう農地を放したい、跡取りもおらんし、もういらぬということが結構あるようでもございますので、その点皆さんも注目しておいていただきたいと思います。これも一つの人助けだと思っております。自分はたくさん持っておってもまあ仕方がない、作っとるうちはなんとかしてあげようかというような気持ちでなかったかなと思っております。

それでは議案第4号の農用地利用集積計画の決定につきまして、異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでしたら、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございました。

議案第5号 農用地利用配分計画について

議 長 続きまして、議案第5号 農用地利用配分計画につきましてお諮り致しますが、説明する前に該当委員に係る案件を審議させていただきたいと思えます。ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは進行させていただきます。48ページ番号1番から49ページ番号4番までは13番 数馬委員に係る案件ですので数馬委員の退席を求めます。

(数馬委員 退席)

議 長 はい事務局。

事務局 48ページ、番号1番でございます。利用権の設定を受ける者、〇〇〇。利用権を設定する農用地につきましては6筆7,896㎡の賃借権でございます。その他49ページの番号4番まで合計しまして26筆、44,676㎡の配分計画でございます。以上でございます。

議 長 はい、ただ今説明がございました。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、承認されます方の挙手を求めます。

(採決)

議 長 ありがとうございました。承認いたしますので数馬委員の入場を求めます。

(数馬委員 入場・着席)

議 長 数馬委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されたので報告致します。続きまして49ページ番号5番の〇〇〇〇〇〇〇〇は9番 藤井委員に係る案件でございますので、退席を求めます。

(藤井委員 退席)

議 長 事務局、説明をお願いします。

- 事務局 49ページ、番号5番でございます。権利設定を受ける者、〇〇〇〇〇〇〇〇。権利設定する農用地につきましては7筆の10,020㎡の水田でございます。賃貸借でございます。以下記載のとおりでございます。
- 議長 はい、ただ今藤井委員の案件について説明がございました。質疑ございませんか。鐵本委員。
- 11番 11番 鐵本です。添付書類の省略ということで、ABCということで揃っているから法人関係の明細は、次のページは無しになっているという、こういう解釈でいいですか。
- 農林課 はい、そうです。様式の方が変わりました、説明させていただいたかとは思いますが、省略という形になっています。
- 11番 わかりました。
- 議長 なら、全体の説明をお願いします。
- 事務局 48ページ利用配分計画各筆明細につきましては、48ページから51ページ記載のとおりでございます。農用地利用配分計画により賃借権等を受ける者の農業経営の状況等につきましては52ページから57ページ記載のとおりでございます。以上の農地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により市長の方から協議がありましたので、本会の意見を求めるものでございます。以上でございます。
- 議長 はい、ただ今全体について説明がございました。質疑を求めます。ありませんか。鐵本委員。
- 11番 〇〇〇〇〇〇〇〇〇は新たに設立された法人でしょうか。その辺のことをちょっと聞きたいです。
- 議長 はい、説明を。
- 事務局 今年、法人設立され、認定農業者になっておられます。〇〇〇の〇〇さんが法人を立ち上げられた、新しい法人でございます。
- 議長 個人でこれまでスイカ等作っておられました。よろしいですか、他にはございませんか。
- (なしの声)
- 議長 ないようでしたら、全体につきまして承認の方は挙手をお願いします。
- (採決)
- 議長 はい、ありがとうございます。それでは承認といたします。続きまして第6

その他の項に入らせていただきます。倉吉市都市計画審議会委員の決定について皆さまにお諮り致しますが、事務局説明をしてください。

事務局 都市計画審議会委員については、この3月31日に2年間の任期が切れまして今まで農業委員会を代表して福井委員が委員となっておられましたが、改めて委嘱のご依頼がありましたので、選任をよろしくお願ひいたします。

議長 はい、いかがでしょうか。どなたか私が出てやるという方はおられませんか。ないですか。

(なしの声)

議長 なかったら福井委員に継続してもらったらよろしいでしょうか。よろしいですか。では福井さんにまた新しく令和4年の3月31日までの期間で都市計画審議会委員をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

(6) その他

議長 続きまして、日程(6)その他の項に入らせていただきます。(1)の農地法第5条規定による許可を必要としない届出書について説明お願ひします。

事務局 農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書についてでございます。2ページから11ページまでで10件ございます。いずれも県、市が発注する公共工事に伴う一時転用でございます。

まず2ページの(1)県が発注する工事で仮設道路等として使用するものがございます。転用期間と届出地については以下記載のとおりです。3ページの(2)です。県が発注する工事における農道迂回路及び埋文調査掘削土の仮置き場として利用するものがございます。4ページの(3)です。県の発注工事に伴う施工ヤードとして提供するものがございます。5ページの(4)です。県の発注工事に伴う残土の仮置き場として利用するものがございます。6ページの(5)です。鳥取県の発注工事に伴う施工ヤードとして提供するものがございます。7ページの(6)です。市の発注工事に伴う工事用発注道路を設置するものがございます。8ページの(7)です。こちらも市の発注工事に伴う工事用道路を設置するものがございます。9ページの(8)です。県の発注工事に伴う土砂の仮置き場、材料の置場、仮設事務所として利用するものがございます。10ページの(9)です。県の発注する工事に伴う仮設道路等として利用するものがございます。11ページの(10)です。市の発注工事に伴う工事用道路および仮置き場を設置するものがございます。以上でございます。

議長 わかりました。続きまして(2)番、あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任について、事務局お願ひします。

事務局 あっせん委員の選任について1件ございました。〇の〇〇〇〇さんでございます。今現在、利用権の設定がされており、〇〇の〇〇〇〇さんが4月14日まで耕作されてますが、その後は、返却されるということで、〇〇さんから貸借の相談を受けました。使用貸借で、どなたかお願ひしたいということであっせん委員の選任をお願ひします。

議 長 これは〇〇地区になります。美田委員よろしいですか。

8 番 はい。

議 長 では美田委員にお願いします。続きまして（3）農地等のあっせん活動の状況について。①番につきまして山本委員の方をお願いします。

1 8 番 1 8 番 山本です。前回の会議で主なことを説明しましたので、今日は、その後のことを報告いたします。〇〇〇の改良区につきましてはですね、賦課金の関係でどういう状態になっているかお聞きしました。現状、賦課金は反当たり6, 0 0 0円を改良区が続く限り払っていかないけんというようなことでございまして。今作っておられる〇〇さんなんですけど、〇〇さんが〇〇さんに対する信頼が厚いように思いましたので、〇〇さんに、どんなだろうかと再び聞きに行きまして。〇〇さんは〇〇〇の改良区の理事もされているみたいです。息子さんが、今農業してないし、将来的に買う能力は無いっておっしゃったけれども、充管理していくからっておっしゃったんで、〇〇さんの方にもぼちぼち気長にいきましょう。土地は、大丈夫、荒れませんからっていうようなことをお伝えしまして、これからも続けていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議 長 はい、ありがとうございます。大変いいお話をしていただきまして、農地が荒れずに、耕作していただくということでございます。続きまして②番、小谷義則委員お願いいたします。

小谷義則推進委員 報告いたします。発端はですね、平成30年ならびに、令和元年の2年間〇〇土地改良区での賦課金が、突然未払いになったということで、土地改良区の方から〇〇さんという方にいろいろ連絡をとってたんですけど、なかなか連絡取れずに、ようやく連絡が取れて、いろいろ確認をするなかで、ご本人は田んぼが売れたら賦課金を払うというようなことで、土地改良区の理事長が、それなら農業委員会に相談にいきなせということで、今年相談があったように確認しております。

こういう状況の中で、実は、〇〇〇地内の〇〇〇〇さんが耕作を長年にわたってされておりました。これは、亡くなった父との二人の関係でということですね、小作料はずっと無料ということで長年やってこられて、〇〇さんは無償で田んぼを守ってあげているという意識でやってこられました。

ちょっと調べてみるとですね、去年の12月の農業委員会の会議議案に確か〇〇さんと〇〇さんの賃貸契約ですね、これが載ってたので、調べたら、令和元年12月1日から令和3年11月までに契約が更新されておりました。ですから〇〇さんに確認すると、去年の11月末に〇〇〇〇さんが〇〇家を訪れましてですね契約を結んだと、で無償でいいということだったんですけども、その一月前後の間に情勢が変わったと。

結論としましてはですね、こういう案件が出てるので、〇〇さんには、3年契約ということですけども1年で契約を終えて欲しいと。まあ、苗とか肥料とか既に購入されておりますのでね、今年の方は。〇〇さんも、なら1年ということで今年の年末には手続きをされるということになりました。一方、来年以降ですね、耕作しとらんと意味がないので、いろいろと調べましたら〇〇に

いとこがいることがわかりました。この方、今、えごまをですね、かなりの部分で生産をされております。その方に、なんとか田んぼを買ってもらえないか、あるいは最悪の場合は耕作をしてもらいたいと。基本は買っていただきたいと交渉を始めたところですよ。以上です。

議長 はい、他には。

事務局 14ページでございます。令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画案でございます。これらはすべての農業委員会が毎年作成して7月にホームページ等で公表することになっておりますので、これらの案を作成しましたので簡単にご説明させていただきます。

14ページは農業委員会の状況について。令和元年度の3月31日現在の状況でございます。認定農業者数は148でございます。15ページには担い手への農地の利用集積・集約化について記載しております。16ページ、こちらは新たに農業経営を営もうとする者の参入促進の状況について記載しております。17ページは遊休農地に関する措置に関する評価について記載しております。18ページは違反転用への適正な対応、19ページ以降ですが、農地法の許可事務や転用に関する事務あるいは公表状況についての記載でございます。22ページからは令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画案でございます。農業委員会の状況は22ページ、23ページには担い手への農地の利用集積・集約化、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進の状況を記載しております。24ページに遊休農地に関する措置と違反転用への適正な対応ですが、特に24ページの上のところに書いておりますが、遊休農地の面積は令和2年3月現在で52.5ヘクタールでございます。目標といたしまして2のところに書いておりますが、5ヘクタールの解消を目標にかかげております。簡単ですが以上の活動計画案でございます。

議長 今、ざっと説明がございました。各項の案、目標でございましたが、何かございませんか。ご質問ございますか。(4)についていいですか。

(なしの声)

議長 はい、意見ないようですのでそれでは(5)その他に入ります。

事務局 農地利用最適化交付金の関係で、去年は、活動日誌の提出を徹底していただきました。本年度も引き続き交付金事業がございますので、活動日誌、記録カードをお配りしておりますので、提出をよろしくお願いたします。昨年度の活動実績に応じた報酬につきましては、5月にお支払いいたします。

続きまして緑の募金について、羽根をお配りしておりますので募金箱の方に関しても入れていただきたいと思っております。

クールビズについて、会長の方から冒頭の挨拶でありましたけれど5月から10月の間は軽装でお願いいたします。

最後に、本日お配りいたしました資料で、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う農業委員会組織の運営対応についてです。

総会は、過半が出席しなければならないだとか、公開されてなければならない

というようなことがございますので、委員がその場で参集することが原則ではありますが、テレビ会議だとかスカイプ、タブレット端末等を活用して離れた場所で同時に審議ができるようなそういった方向でも可能であります。(3)にありますけれども過半の出席で可能でありということがありますので、コロナウィルスの感染を防ぐために出席委員を減じて開催することは差し支えないということもございます。2ページの(5)(6)ですが、緊急事態宣言の趣旨に即してやむを得ず特段の事情ということで総会を延期するということも考えられます。その場合には許可申請者に許可事務が遅れることを可能な限り丁寧に説明して、理解を得ることが必要であろうということもございます。3ページの全国会議については、(2)6月上旬までの会議や大会等は原則中止・延期とされます。新型コロナウイルスの収束状況をみながら改めて、開催の有無を6月中旬以降の会については決定するということでもございました。これらについては農林水産省農地政策課と協議した結果を整理したものであるということもでございます。以上です。

議長 それでは全体につきまして皆さんの方で何かございましたら。はい河本委員。

10番 ちょっと教えてください。農地の転用許可があった場合、実際の転用をするまでに何年くらい猶予があるんですか。先ほどの、転用されとったのに40年からそのままほったらかしてあったっていう例がありましたけれど。そこをちょっとお聞きしたいと思います。

事務局 転用計画どおりに行われない場合は、理由を付して進捗を報告するようになっています。今回の件については、道路計画が頓挫したことによって、転用が計画どおりに出来ないというようなことを農業委員会の会長宛に回答した文章が残っております。

議長 私も〇〇の方で、〇〇〇の横しの田んぼが真砂をしいたまま投げてあったので、調べたら〇〇〇〇〇〇の方から申請があったもので電話して聞いてみたんですけど、古いもんです。鳥取の業者で、〇〇に事務所が出来る予定だったけれど、不況になってよう建てんくて、そのままになっていますということで返事がきました。これは何年か前かなもう8年、9年くらい。私が会長になる前でちょっと確認したことがあります。そういう報告も一切来てなかったんで。

ですから今後につきましても、やはり転用許可を出した物件について報告がないものは、こちらの方からでも連絡をとってどうなっとるかということは知っていかないとイケんではないかと思っております。

その他、農業委員の募集の締め切りが15日ということで他薦なり自薦なり早く出していただかないとということになります。市全体で19名を募集しております。

それでは議題がないようですので、これをもちまして本日の農業委員会会議は閉会といたします。ありがとうございました。ご苦勞様でした。